

## 第4章 基本目標4 介護・福祉サービスの充実

### 基本施策1 相談・情報提供の充実

---

#### 【現状と課題】

65歳以上の一般高齢者・要支援者のアンケート結果において、認知症に関する相談窓口の認知度は26.2%で、まだまだ認知度は低い状況です。

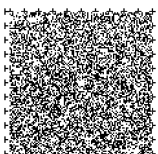
地域住民の抱える課題が複雑化・複合化する中で、包括的な相談支援の体制が求められています。

高齢者の抱えるさまざまな課題に対応するため、相談機関の専門性を高めるための人材育成や関係機関との連携強化など、相談機能の充実が必要です。併せて、相談窓口や社会資源が市民や事業者へ広く周知できるような情報提供の仕組みが求められます。

#### 【今後の方向性】

高齢者の総合的な相談窓口として設置されている地域包括支援センターの周知を徹底し、さらに、窓口相談、電話相談及び訪問相談等の多様な相談体制を充実させ、相談内容に適切に対応するための人材育成及び関係機関との連携強化を図ります。

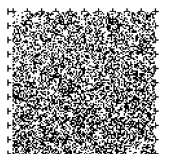
高齢者をはじめとした家族の多様な問題に対応できるよう、相談窓口の周知を図り、相談体制の強化を図ります。



①地域包括ケアシステムの充実

1) 地域包括支援センターの機能強化（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	<p>地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置しています。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置し、包括的支援事業①総合相談・支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントを実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを行います。地域包括支援センター運営協議会を兼ねた「幸手市介護保険運営協議会」を地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として位置付け、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保しています。</p>
令和元年度実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの設置 東西各日常生活圏域1箇所</li> <li>・地域包括支援センター職員数 東西各日常生活圏域5人</li> </ul>
今後の方向性等	<p>今後も支援を必要とする高齢者が増加することが予想されるため、地域包括支援センター職員のさらなる資質向上を図るとともに、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営に努めます。</p>

2) 相談体制の充実（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	<p>高齢者の抱える様々な相談内容に対しては、総合的な相談体制が必要となります。高齢者保健福祉に関する相談は、保健福祉総合センター（ウェルス幸手）や地域包括支援センター等での窓口対応を中心に、電話や訪問による相談も実施しています。</p>
令和元年度実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの総合相談件数 18,241件</li> </ul>
今後の方向性等	<p>今後も365日総合的な相談を受け付けることのできる体制を維持しながら、さらに地域包括支援センターの周知を図り、相談支援体制の充実を図ります。</p>

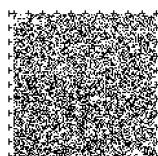


②サービスに関する相談・苦情体制の強化

1) 介護相談員派遣事業（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	介護サービスの利用者宅や介護施設へ介護相談員を派遣し、利用者や介護サービス事業者からの相談を受けるとともに、保険者との橋渡し役になるなど介護サービスの質の向上にも努めます。
令和元年度実績等	・介護相談員派遣事業 施設 882 件、在宅 187 件
今後の方向性等	引き続き介護サービス事業者により提供されるサービスについての苦情・相談や介護サービス事業者からの相談等に対し、県や埼玉県国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等と連携し、介護サービス事業者の協力を求めながら、適切な対応に努めます。 埼玉県介護保険審査会に申し立てる行政不服審査請求に関しては、利用者の事前の相談に対応するとともに、迅速かつ適切に対応します。

③ホームページなど情報公開

1) 情報共有の充実（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	高齢者を取り巻く社会情勢の変化とともに、福祉施策は多岐にわたり、利用者に制度等の周知を図る重要性が増しています。高齢者福祉サービス、介護保険制度、及びサービス提供事業者等の情報（厚生労働省で集約している「介護サービス情報公表システム」）を市のホームページや広報紙等に掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、出前講座を行うなど普及啓発に努めています。
令和元年度実績等	・介護サービス情報公表システム URL の周知 ホームページへの掲載 ・リーフレット（事業所一覧）の作成
今後の方向性等	広報紙やホームページ、各種パンフレットを活用しながら、出前講座や各種サービスについて周知を図ります。



## 基本施策2 在宅生活の充実

---

### 【現状と課題】

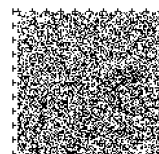
ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に伴い、日常生活の支援が必要な高齢者が、地域で安心して暮らしていくためには、家事援助や見守り・安否確認、移動支援など、多様な生活支援サービスを整備及び周知していく必要があります。介護保険サービスなどの公的サービスだけでなく、地域のボランティアなど多様な主体によるサービス提供を支援し、協働体制の充実を図る必要があります。

また、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、高齢者の在宅での生活を支える家族も増加しており、介護をする家族への支援の充実も重要です。

### 【今後の方向性】

日常生活で見込まれるさまざまな支援を充実するために、多様なサービス提供体制の整備が必要です。地域ではさまざまな地域活動を展開しており、支援を必要とする利用者とサービス提供者をマッチングさせるための体制づくりが必要になります。

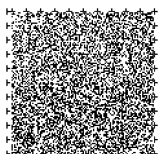
地域の関係者が集まり、情報を共有するなど、生活支援体制整備推進協議会を中心に連携協力を進めます。また、高齢者を支える家族等に対する相談支援体制の充実を図ります。あわせて、働く人が家族の介護のために離職せざるをえないことを防ぐための相談支援体制の推進を図ります。



①在宅サービス・生活支援の充実

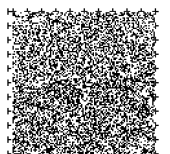
1) 生活支援体制の充実（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターの配置により、高齢者のニーズとさまざまな主体による地域資源の情報を把握し、多様な主体の参画による定期的な情報の共有・連携強化の場として協議会を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進しています。
令和元年度実績等	・生活支援コーディネーターの配置 3人
今後の方向性等	地域共生社会に向けて、特定非営利活動法人、民間団体、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。

2) 配食サービス（担当：社会福祉協議会）	
基本施策の概要	幸手市社会福祉協議会では、外出や調理が困難なひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯等を支援するため、栄養バランスがとれた食事を提供し、併せて健康増進及び日常生活等の状態把握や安否確認を実施します。
令和元年度実績等	配食サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ利用人数 252人</li> <li>・実施回数 18回</li> </ul> （3月は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止）
今後の方向性等	高齢化の更なる進展に伴い、利用を希望する方の増加が見込まれますが、今後も登録ボランティアの協力を得て、高齢者等の健康増進及び日常生活等の状態把握や安否確認を目的として実施します。



3) 福祉機器・福祉用具の支援（担当：社会福祉協議会）	
基本施策の概要	幸手市社会福祉協議会では、高齢者の在宅生活を支援するため、「福祉機器（車椅子、介護用ベッド）貸出」や、車椅子を利用する方の外出を支援する「車椅子同乗車両貸出」、また、不要となった福祉用具を必要な方へあっせんする「福祉用具リサイクル」を実施します。
令和元年度実績等	<p>福祉機器貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子利用者数 255人</li> <li>・介護用ベッド利用者数 電動 31人 手動 27人</li> </ul> <p>車椅子同乗車両貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者数 41人</li> <li>・延べ利用回数 122回</li> </ul> <p>福祉用具リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡成立件数 0件</li> </ul>
今後の方向性等	福祉機器や福祉用具を必要とする方にとって、その利用が日常生活における助けとなることから、今後も継続して実施します。

4) 緊急時連絡システム（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	慢性疾患等のため、常時注意を必要とするひとり暮らし等の高齢者に対して、緊急連絡用の装置を貸与し、緊急事態が発生したときに適切な支援を行うサービスです。
令和元年度実績等	・実利用者数 55人
今後の方向性等	ひとり暮らし高齢者が増加することから、定期的な見守りや緊急連絡体制の構築などの事業の必要性は高いことから、適切な支援を行っていきます。

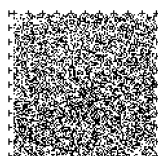


5) 敬老祝事業（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、高齢者に対して敬老祝金や敬老記念品を贈呈しています。
令和元年度実績等	敬老記念品の贈呈 <ul style="list-style-type: none"> <li>・満 88 歳（米寿） 10,000 円 180 人</li> <li>・満 99 歳（白寿） 20,000 円 25 人</li> <li>・満 100 歳（百寿） 50,000 円 7 人</li> </ul> 敬老会において敬老記念品を配付
今後の方向性等	高齢者の福祉の向上につながるよう、高齢者の増加等に併せ事業の見直しを行い実施します。

②家族介護者への支援

1) 介護マークの配布（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	介護する人が周囲の人に介護中であることを知ってもらいたい時に使用するものとして介護マークを配布しています。介護者であることをさりげなく知ってもらうことで、介護者の心理的負担の軽減を図っています。
令和元年度実績等	・配布者 0人
今後の方向性等	周囲の人の介護者に対する理解を促し、介護者の心理的負担の軽減を図っていくことを目的に、事業の周知をしていきます。

2) 紙おむつ支給（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	介護保険の要介護認定で、要介護1から要介護2の非課税世帯及び要介護3から要介護5に認定された人で、排泄の介護を常時必要とする高齢者を対象に、経済的負担や介護する家族の精神的負担を軽減し在宅介護を支援するため、紙おむつを支給しています。
令和元年度実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実受給者 222 人</li> <li>・延べ受給者数 1,724 人</li> </ul>
今後の方向性等	正しい紙おむつの使用方法や選び方などの情報提供及び相談を実施し、今後も介護者の負担軽減のための支援を実施します。



3) 相談体制の充実（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	高齢者やその家族が日常の悩みや不安を解消するためには、気軽に利用できる相談場所が身近なところに整備されていることが望めます。また、介護保険制度や介護サービス、健康づくり等、高齢者の抱えるさまざまな問題・課題に対して一つの窓口で相談でき、必要なサービスが受けられるような総合的な相談体制が必要となります。高齢者保健福祉に関する相談は、保健福祉総合センター（ウェルス幸手）や地域包括支援センター等での窓口対応を中心に、電話や訪問による相談も行っています。
令和元年度実績等	・地域包括支援センターの総合相談件数 18,241 件
今後の方向性等	引き続き 365 日総合的な相談を受けられる体制を維持しながら、さらに地域包括支援センターの周知を図り、相談体制の充実につなげます。

③公共交通の利便性の向上

1) 公共交通の利便性の向上（担当：市民協働課）	
基本施策の概要	増加する高齢者を中心とした市民の日常生活を支えるための足となる公共交通を確保し幸手市のまちづくりを担います。
令和元年度実績等	・デマンド交通の利用者数 8,022 人
今後の方向性等	公共交通の利便性の向上と民間の公共交通事業者との連携を図り、補完することで、市民ニーズに応えた公共交通としていきます。

④介護離職者ゼロに向けた取り組み

再掲 第4章 基本目標4 介護・福祉サービスの充実

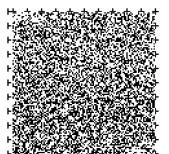
基本施策2 在宅生活の充実

取り組みの方向 ②家族介護者への支援 3) 相談体制の充実・・・・・・・・・・83 ページ

再掲 第6章 基本目標6 介護保険制度の円滑な推進

基本施策1 介護サービスの量の見込み・・・・・・・・・・97 ページ

※介護離職ゼロに向けた取り組みとしてのサービス必要量を、介護サービスの量の見込みに反映しています。





### 基本施策3 認知症対策の推進

---

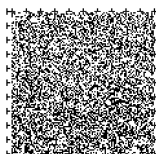
#### 【現状と課題】

要介護認定者のアンケート結果によれば、今後不安に感じる介護等は、「夜間の排泄」(29.3%)、「外出の付き添い、送迎等」(25.4%)、「入浴・洗身」(24.2%)、「認知症状への対応」(23.2%)の順となっております。また、認知症高齢者の介護で今後必要なこととしては、「認知症についての理解促進」(42.9%)、「認知症高齢者を抱える家族への支援」(40.5%)、「地域での見守り活動」(38.1%)の順となっています。

国では認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき認知症施策を進めてきましたが、さらに強力に施策を進めるため、「認知症施策推進大綱」を策定しました。今後は、これら的大綱に基づき、認知症予防の取り組みと、早期に発見し、医療や介護サービスに結びつける仕組みづくりが重要となります。そのためには、専門職だけでなく、地域の人々などさまざまな担い手と連携して、認知症の人やその家族が安心して生活できる地域づくりが必要です。

#### 【今後の方向性】

地域住民に向け、認知症に関する理解促進や相談窓口の周知を進めていきます。また認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた住まいで暮らし続けることができるよう、認知症の支援体制づくりを進めます。認知症は早期に発見し、適切に対応することで、その後の経過も大きく異なってくることから、初期対応への取り組みを強化するとともに、認知症、若年性認知症及び脳卒中の後遺症による高次脳機能障害についての正しい知識と理解の促進、認知症の人や家族への支援を進めていきます。

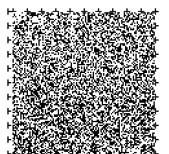


①相談支援体制の充実

1) 相談支援体制の充実 (担当：介護福祉課)	
基本施策の概要	市内2箇所の地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所の介護支援専門員が認知症の人やその家族の相談に応じ、必要な支援を実施しています。認知症のため多くの生活上の問題を抱えている人については、関係者やサービス事業者等を集めて地域包括支援センターが実施する地域ケア会議で支援方針を検討しています。
令和元年度実績等	・ 認知症ケア相談室の設置
今後の方向性等	認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを活用し、地域包括支援センターの相談支援の充実を図ります。また、グループホームとの連絡会や地域ケア会議を開催して、多職種連携による相談支援体制を推進します。

2) オレンジ (認知症) カフェの開催 (担当：介護福祉課)	
基本施策の概要	認知症の方とその家族、地域の方、どなたでも参加できる集いの場を開催し、地域の中で介護家族の孤立を防げるよう、支援を実施します。
令和元年度実績等	・ 開催回数 14回 ・ 参加者 308人
今後の方向性等	地域の方の認知症に対する理解を促し、介護家族の心理的負担の軽減を図っていきます。

3) 日常生活自立支援事業【福祉サービス利用援助事業】(担当：社会福祉協議会)	
基本施策の概要	幸手市社会福祉協議会では、日常生活を営むことが困難な高齢者等に対し、福祉サービス利用等の援助や日常生活における金銭の管理、書類の保管等を行います。
令和元年度実績等	福祉サービス利用援助事業 ・ 利用者数 12人 ・ 延べ活動回数 167回
今後の方向性等	高齢化の更なる進展に伴い、支援を必要とする方の増加が見込まれますが、支援体制や支援内容の充実を図るため、専門員及び生活支援員の資質向上に努め、今後も継続して実施します。

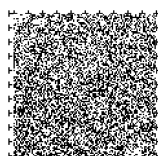


②認知症サポーターの養成

1) 認知症サポーター養成講座等による知識の普及啓発（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	認知症の人が尊厳を保ちながら、安心して地域で暮らしていくために、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めています。また、広報紙やホームページを通じて情報発信しています。
令和元年度実績等	・認知症サポーター数 2,028人
今後の方向性等	認知症サポーターの増加に努めるとともに、認知症サポーター養成講座を受講したサポーターのステップアップのための研修や活動を支援します。

③認知症の早期対応

1) 早期発見・早期治療への取り組み（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	幸手市医師会の協力のもと「市内における認知症の早期診断・治療体制」を広報しています。また、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員の配置と、認知症初期集中支援チームの設置を行い、専門医の診察が必要な場合は受診・治療を勧めています。
令和元年度実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙及びホームページへの掲載</li> <li>・チラシの配布</li> <li>・認知症初期集中支援チームの設置 2箇所</li> <li>・認知症地域支援推進員の配置 3人</li> </ul>
今後の方向性等	民生委員・児童委員や地域の支援者との連携を図り、支援を必要とする人を把握するとともに、幸手市医師会の協力のもと、早期診断・治療体制の周知を進め、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活動の充実を図ります。



## 基本施策4 サービスの質の向上

---

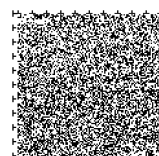
### 【現状と課題】

サービス提供事業者のアンケート調査によれば、より質の高い介護サービスを提供するために必要な取り組みとして、「職員のマナーやコミュニケーション技術の向上」（54.1%）、「一人ひとりの利用者を主体としたケアの充実」（48.6%）の順となっています。

高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、介護サービス事業者との連携や支援が求められています。また安心してサービスが利用できるよう、低所得者等への支援を推進します。さらに適切なサービスが提供されるよう介護サービス事業者へ介護保険法の改正に伴う介護給付対象サービスの取り扱いや介護報酬の請求等に関する周知徹底、地域ケア会議による個別支援の充実や研修会の機会等を利用して情報提供や指導、相談等を推進する必要があります。

### 【今後の方向性】

介護サービス事業者のサービスの質の向上やケアマネジメントの充実を図るため、多職種を交えた地域ケア会議や介護サービス事業者や地域包括支援センターと連携し各種研修会等を実施していきます。また低所得者への支援を継続し、介護サービス事業所への実地指導において県と連携し、適切なサービスの提供を推進していきます。

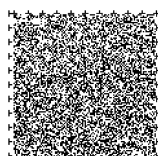


①サービスの質の向上に向けた支援

1) 介護サービス事業者との連携（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	介護サービスの質の向上のため「介護サービス事業者連絡会」を開催し、情報提供に努めています。
令和元年度実績等	・介護サービス事業者連絡会の開催 0回
今後の方向性等	制度の説明・周知を図り、保険者及び事業者間同士の連携及び質の向上に努めます。

2) 介護サービス事業者の育成・指導（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	サービスの質の向上のための支援として、介護支援専門員の自主的な協議会への研修等を実施します。また改善が必要な介護サービス事業所へは、介護保険法に基づき適切な助言、指導に努めます。
令和元年度実績等	・介護サービス事業所への実地指導 8事業所
今後の方向性等	利用者がより快適な生活や介護を受けられるよう、地域密着型サービス以外の介護サービス事業所についても指定権限を持つ埼玉県と連携強化します。

3) 福祉用具・住宅改修支援事業（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	介護支援専門員の支援を受けていない利用者の福祉用具や住宅改修に関する相談・助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な書類を作成した介護支援専門員等に経費の助成をします。
令和元年度実績等	・福祉用具・住宅改修支援事業 0件
今後の方向性等	利用者が適切に介護サービスを受けられるよう、介護支援専門員等に制度の周知と連携に努めます。

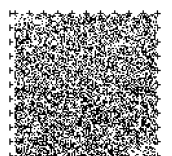


②低所得者等への支援

1) 介護サービス利用料の軽減 (担当: 介護福祉課)	
基本施策の概要	低所得者の負担能力に配慮し、介護サービス利用料の軽減を図ります。また、対象の介護サービスについて利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等に対し、軽減額の一部を助成します。
令和元年度実績等	訪問介護等利用者負担軽減措置事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末認定者数 169人</li> <li>・事業費 2,271,553円</li> </ul> 軽減措置を実施した社会福祉法人等の件数 0件
今後の方向性等	高齢化が進む中で低所得者も増加が見込まれます。利用者への制度の周知及び社会福祉法人等との連携に努めます。

③地域ケア会議の推進

1) 自立支援型地域ケア会議 (担当: 介護福祉課)	
基本施策の概要	ケアプランが利用者の自立支援に資する適切なものになっているか、専門的視点を有する多職種を交えた会議を行い、個別支援の充実や地域課題の把握、検討を行う。
令和元年度実績等	・ケアプラン指導 月1回、年21件
今後の方向性等	介護支援専門員の資質向上が図れるよう、これまで毎月2事業所に対して行っていたケアプラン指導事業の実施方法を見直し、市内の全居宅介護支援事業所を対象としたケアマネ支援会とすることで、ケアプランの確認と地域課題を抽出するための会議を通し、事例検討会などにつなげられるよう支援をしていく。



## 基本施策5 介護人材の育成・確保

---

### 【現状と課題】

介護保険サービス利用者の増加に伴う介護人材需要を見据えた介護人材の育成・確保のためには、国の介護人材確保の方向性を踏まえ、今働いている人が働き続けられるような取り組みや潜在的有資格者が介護分野に復帰しやすくする取り組みなどが求められています。必要となる介護人材の確保に向けて、国や県との連携し、処遇改善や新規参入、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を進めていくことが必要です。

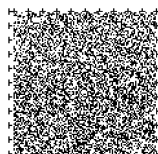
また、業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護分野のICT導入を進めていくことも必要です。

### 【今後の方向性】

団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、今後必要となる介護サービスや支援が確保できるよう、その担い手の着実な確保、育成が必要です。

本市では、必要となる介護人材の確保に向け、国及び県と連携し、介護福祉分野や介護サービスについての周知や啓発活動を通じて人材の育成・確保の取り組みに努めます。

また、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けることができる職場環境に向けて、県と連携しながら、進めていきます。



①人材育成・確保の推進

1) 人材育成への支援（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	市内の多くの介護支援専門員が加入する「幸手市介護支援専門員連絡協議会」は自主運営で、ケアマネジメントの質の向上を目的とした研修や勉強会、情報交換会等を実施しています。
令和元年度実績等	幸手市介護支援専門員連絡協議会への支援 3回 ・参加者 延べ81人
今後の方向性等	介護保険制度の要である介護支援専門員への支援は重要であることから、引き続き協議会に対し、地域包括支援センターと連携し、運営の支援や研修の共催、情報提供等を実施します。

2) サービスの担い手となる人材教育の支援（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	医療職をめざす学生の教育機関である、大学や専門学校の学生の地域実習を受入れ、介護・保健・医療・福祉分野の理解の促進を図っています。
令和元年度実績等	・地域実習の受入れ 2校
今後の方向性等	今後も地域包括支援センターと連携し、地域での実習を通して介護・保健・医療・福祉分野の理解がより深まるよう支援します。

②人材の定着支援

1) 雇用促進・定着への支援（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	県と連携し、介護職員のスキルアップを図るための各種研修や雇用促進事業、埼玉県福祉人材センターの活用、介護の日にあわせた福祉分野のPR等について周知します。
令和元年度実績等	広報紙への掲載、介護職員のスキルアップを図るための各種研修の周知を行いました。
今後の方向性等	介護人材は地域包括ケアシステムの構築に不可欠なことから、介護の現場で働く人がその職場に定着し長く働き続けることができるよう支援します。

